

令和 7 年石巻市議会第 3 回定例会提出議案一覧

1 決算認定（3 件）

- （1）認定第 1 号 令和 6 年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算認定について
- （2）認定第 2 号 令和 6 年度石巻市病院事業会計決算認定について
- （3）認定第 3 号 令和 6 年度石巻市下水道事業会計決算認定について

2 令和 6 年度普通会計の指数等状況

3 令和 6 年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

4 条例議案（6 件）

- （1）第 6 2 号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
（石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

<改正理由>

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年 7 月 3 1 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第 9 条の 2

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めたもの。

【介護補償の額（月額）】

区分		改正後	改正前
常時介護を要する場合	最高限度額	<u>186,050 円</u>	<u>177,950 円</u>
	親族等による介護を受けているときの最低保証額	85,490 円	85,490 円
随時介護を要する場合	最高限度額	<u>92,980 円</u>	<u>88,980 円</u>
	親族等による介護を受けているときの最低保証額	42,700 円	42,700 円

附則

第 1 項

施行期日を令和 7 年 8 月 1 日とするもの。

第 2 項

介護補償の額の経過措置について規定するもの。

(2) 第63号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、施設の老朽化や園児数の減少が進み、新たに開設予定の公立認定こども園への統合が予定されている石巻市立桃生幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の表

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市立桃生幼稚園	石巻市桃生町檜崎字高附5番地

附則第1項

施行期日を令和8年4月1日とするもの。

附則第2項

石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正し、本条例の施行に伴う文言の整理を行うもの。

附則第3項

石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会条例の一部を改正し、本条例の施行に伴う条項の整理を行うもの。

(3) 第64号議案 石巻市保育所条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、老朽化が著しい石巻市立水押保育所及び石巻市立水明保育所について、代替となる民間保育園の開設に伴い廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第1

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市立水押保育所	石巻市水押二丁目11番20号
石巻市立水明保育所	石巻市水明南一丁目12番21号

附則

施行期日を令和8年4月1日とするもの。

(4) 第65号議案 石巻市消防団員等公務災害補償条例及び石巻市防災基本条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が本年6月4日に公布及び施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

第18条の2

異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」を追加するもの。

○第2条 石巻市防災基本条例の一部改正

第2条

災害の定義に「地盤の液状化」を追加するもの。

○附則

施行期日を公布の日とするもの。

(5) 第66号議案 石巻市下水道条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

本市の下水道使用料は、平成23年以降改定を行っていない一方で、人口減少等に伴う有収水量の減少により、使用料収入のみで汚水処理に要する経費を賄うことができず、一般会計からの繰入金で補填している状況から、「下水道使用料の改定」について、本年3月に附属機関である「石巻市下水道事業運営審議会」へ諮問を行い、令和10年度末時点で経費回収率が100%を維持できる改定幅での下水道使用料の改定を行うことに加え、経営改善等に取り組む必要がある旨の附帯意見が付された答申を受けたことから、下水道使用料の改定を行うため、石巻市下水道条例ほか3条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市下水道条例の一部改正

○第2条 石巻市浄化槽事業条例の一部改正

○第3条 石巻市農業集落排水処理施設条例の一部改正

○第4条 石巻市漁業集落排水処理施設条例の一部改正

各条例について、次のとおり下水道使用料を改定するもの。

・一般汚水（公衆浴場以外の汚水）

区分	排除汚水量	金額	
		改定後	改定前
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,475円</u>	<u>1,300円</u>
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>235円</u>	<u>195円</u>
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>265円</u>	<u>235円</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>280円</u>	<u>265円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>290円</u>	<u>285円</u>

・公衆浴場汚水（石巻市下水道条例に限る）

区分	排除汚水量	金額	
		改定後	改定前
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,475円</u>	<u>1,300円</u>
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超えるもの	<u>59円</u>	<u>52円</u>

○附則

第1項

施行期日を令和8年4月1日とするもの。

第2項

下水道使用料の経過措置について規定するもの。

(6) 第67号議案 石巻市下水道条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

下水道法第25条の規定に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例が昨年2月及び本年4月に改正されたことに伴い、本市においても排水設備工事の運用の見直しを行うため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第7条

能登半島地震の被災を踏まえ、災害その他非常の場合における排水設備工事の円滑な実施を図るため、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うもの。

第8条～第10条

政府の「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直しを踏まえ、排水設備工事責任技術者の要件を「営業所ごとに専属する者」から「選任する者」とし、併せて県内の他の営業所との兼任を認めることとするほか、文言の整理を行うもの。

第12条、第13条、第15条、第31条

本条例の施行に伴う引用条項の整理及び文言の整理を行うもの。

附則

施行期日を令和8年4月1日とするもの。

5 予算議案（4件）

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 第68号議案 | 令和7年度石巻市一般会計補正予算（第3号） |
| (2) 第69号議案 | 令和7年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| (3) 第70号議案 | 令和7年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| (4) 第71号議案 | 令和7年度石巻市下水道事業会計補正予算（第1号） |

6 条例外議案（8件）

（1）第61号議案 令和6年度石巻市下水道事業会計利益剰余金の処分について

<内 容>

地方公営企業法の財務規定を適用する下水道事業会計において、令和6年度の決算に伴い、利益剰余金の処分が必要なため、令和6年度未処分利益剰余金5億2,916万2,000円のうち、1億7,763万9,777円を減債積立金として積み立て、1億8,090万6,717円を組入資本金へ組み入れ、残りの1億7,061万5,506円を翌年度へ繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

（参考）令和6年度石巻市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和6年度末残高	1,017,458,216	4,757,129,203	529,162,000
議会の議決による処分額	180,906,717	0	△ 358,546,494
減債積立金の積立	0	0	△ 177,639,777
組入資本金へ組入	180,906,717	0	△ 180,906,717
処分後残高	1,198,364,933	4,757,129,203	（繰越利益剰余金） 170,615,506

（2）第72号議案 工事請負の契約締結について （前谷地小学校屋内運動場改築工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市前谷地字沖埜125番地
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金697,950,000円
- ・契約の相手方 若生工業・石巻テクノ特定建設工事共同企業体
代表者
石巻市清水町二丁目3番3号
若生工業株式会社
代表取締役社長 若 生 翔太郎

（3）第73号議案 工事請負契約の一部変更について （蛇田中学校校舎長寿命化改修その他工事）

<内 容>

- ・請負者 丸本組・日本製紙石巻テクノ特定建設工事共同企業体
代表者
石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐 藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金926,831,400円
変更後 金1,017,443,900円

(4) 第74号議案 和解及び損害賠償額の決定について

＜内 容＞

昨年6月12日に本市が売却した石巻トゥモロービジネスタウン内の分譲地において、相手方が当該土地に工場を建設するため、基礎工事に着手したところ、暗渠管をはじめとする埋設管が発見され、地下で埋設管から水が流出したことについて、この度、相手方との和解内容の協議が調いましたことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

和解内容につきましては、当該埋設管が土地売買契約に定める契約不適合に当たり、市が責任を負うべきものであることから、相手方が当該埋設物に起因する対策工事等に要する費用を賠償額として、577万5,000円を支払うもの。

(5) 第75号議案 あらたに生じた土地の確認について

(6) 第76号議案 字の区域を変更することについて

＜内 容＞

小網倉漁港区域内に船揚場用地として利用するため、宮城県より埋立免許を取得し、造成工事完了後、竣功認可を受けていた公有水面埋立地について、竣功認可が告示されたことにより、次のとおり、あらたに生じた土地の確認及びあらたに生じた土地を小網倉浜小網倉の区域に加えるため、当該地区の字の区域を変更することについて、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるもの。

あらたに生じた土地	面積	区域を変更する字名
石巻市小網倉浜小網倉85番に隣接する公有水面埋立地	676.35平方メートル	小網倉浜小網倉

(7) 第77号議案 字の区域を変更することについて

＜内 容＞

宮城北部森林管理署が所管する渡波地区内の国有林について、今後入札による土地の売払いが予定されており、表題登記の地番を設定する必要が生じたことから、当該国有林野の一部を「渡波字浜曾根山」に編入することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域
渡波字浜曾根山	渡波字浜曾根山1番42地先のうちの一部 (1) 770.82平方メートル (2) 1,007.79平方メートル (3) 375.17平方メートル

(8) 委員会提出議案第7号 石巻市議会傍聴規則の一部を改正する規則

<改正理由>

標準市議会傍聴規則は昭和34年に制定され、平成3年に改正がなされて以降、改正が行われてこなかった。そのため、時代の経過とともに制定時・改正時の社会情勢を反映した規定が存置されていることから、全国市議会議長会では、多様な人材の市議会への参画を促進するためには、幅広い層に議会に関心を持ってもらうことが不可欠であり、そのための方策の一つとして議会の傍聴のあり方について、検討を開始してきた。その結果、標準市議会傍聴規則の一部改正を令和7年2月5日に決定されたため、これに合わせて本規則の一部を改正するもの。

<改正内容>

第3条第2項中「団体の代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の住所及び氏名並びに傍聴する者の人数」を「団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

第5条第1項中「第3号様式」を「様式第3号」に改める。

第6条中「傍聴証」の次に「(第3条第3項の名簿を含む。)」を加える。

第8条中「定員を超えて傍聴させる」を「別に定員を定める」に改める。

第9条中「この限りではない」を「、この限りでない」に改める。

第10条を次のように改める。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、会議等を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長又は委員長は、必要と認めるときは、会議等を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長又は委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第11条各号を次のように改める。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場若しくは委員会室(以下この条において「議場等」という。)における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、議場等の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第12条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画・ビデオ等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 一般会計・特別会計決算額調

(単位:千円)

区 分	歳入決算額	歳出決算額	差引残額	備 考	
一 般 会 計	84,683,293	82,462,770	2,220,523	基金積立	975,263
				翌年度繰越金	960,000
				繰越明許費	285,260
				事故繰越し	0
特 別 会 計	33,510,485	33,315,716	194,769		
水産物地方卸売市場事業	372,718	372,718	0		
国民健康保険事業	15,650,010	15,615,369	34,641	基金積立	34,641
後期高齢者医療	2,283,058	2,261,557	21,501	翌年度繰越金	21,501
介護保険事業	15,204,699	15,066,072	138,627	基金積立	138,627
合 計	118,193,778	115,778,486	2,415,292		

令和6年度 病院事業会計決算額調

(単位:千円、消費税含)

区 分	収入決算額	支出決算額	差引残額	備 考	
収益の収入及び支出	4,812,833	5,206,545	▲ 393,712		
資本の収入及び支出	250,355	332,355	▲ 82,000		
合 計	5,063,188	5,538,900	▲ 475,712		

令和6年度 下水道事業会計決算額調

(単位:千円、消費税含)

区 分	収入決算額	支出決算額	差引残額	備 考	
収益の収入及び支出	8,850,369	8,460,508	389,861		
資本の収入及び支出	4,646,633	6,025,122	▲ 1,378,489		
合 計	13,497,002	14,485,630	▲ 988,628		

令和6年度普通会計の指数等状況

1 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.2	—

【参考】

早期健全化基準	11.46	16.46	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分	水産物地方卸売 市場事業特別会計	病院事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—

【参考】

経営健全化基準	20.0 (全事業共通)
---------	-----------------

3 その他の財政指標等

区 分	財政指標等
基準財政収入額(千円)	18,606,983
基準財政需要額(千円)	35,005,503
標準財政規模(千円)	40,043,067
財政力指数	0.53
実質収支比率(％)	4.8
経常収支比率(％)	99.8
財政調整基金現在高(千円)	6,597,315
地方債現在高(千円)	67,995,472

令和6年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税率の引き上げ(平成26年4月1日より5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%)に伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

令和6年度石巻市一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおり。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 20.5億円
 【歳出】 社会保障4経費(年金・医療・介護・子育て)その他社会保障施策に要する経費 233.0億円

(単位:千円)

事業名(予算説明書の目の名称)			財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			経 費 (決算額)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金 その他
社 会 福 祉	3.1.1 社会福祉総務費	287,599	8,934	544			29,172	45,149 203,800
	3.1.3 障害者福祉費	57,544	638	572			2,456	9,771 44,107
	3.1.4 障害者自立支援費	3,222,187	1,574,640	787,320			330	155,950 703,947
	3.1.5 地域生活支援事業費	264,021	53,077	28,428			48	33,092 149,376
	3.1.6 特別障害者手当等措置費	58,903	44,042					2,695 12,166
	3.1.7 心身障害者医療助成費	305,428		141,416				29,745 134,267
	3.1.8 子ども医療対策費	556,278		61,061	53,500			80,109 361,608
	3.1.11 市民相談センター費	5,315		300				910 4,105
	3.1.12 権利擁護推進費	2,544	408					387 1,749
	3.1.13 生活困窮者自立支援費	56,791	31,980					4,500 20,311
	3.2.1 老人福祉総務費	28,243		3,714			9,729	2,684 12,116
	3.2.2 在宅老人福祉費	65,585					31,076	6,259 28,250
	3.2.3 老人福祉施設費	215,062		154,251			8,729	9,446 42,636
	3.2.4 老人保護費	232,903					28,310	37,105 167,488
	3.3.1 児童福祉総務費	3,315,339	1,936,057	526,485			134,736	130,227 587,834
	3.3.2 児童手当費	1,868,250	1,380,020	241,427				44,760 202,043
	3.3.3 児童扶養手当費	632,149	208,791					76,780 346,578
	3.3.4 母子福祉費	49,143	10,032	11,212				5,060 22,839
	3.3.6 一時保育事業管理費	4,960	627	4,269			64	
	3.3.7 障害児福祉費	655,782	321,984	160,992				31,340 141,466
	3.4.2 扶助費	2,755,197	2,040,283	4,314				128,874 581,726
小 計		14,639,223	7,611,513	2,126,305	53,500	244,650	834,843	3,768,412
社 会 保 険	3.1.10 国民健康保険事業対策費	1,522,102	156,337	580,996				142,325 642,444
	3.2.6 介護保険事業対策費	2,242,175	90,798	43,993			7,920	380,757 1,718,707
	3.2.7 後期高齢者事業対策費	2,304,010		375,121			4,076	349,082 1,575,731
	小 計	6,068,287	247,135	1,000,110			11,996	872,164 3,936,882
保 健 衛 生	4.1.1 保健衛生総務費	401,821	10,546	8,726	50,000	167,512	29,931	135,106
	4.1.2 予防費	903,072	4,937	10,586		325,594	101,916	460,039
	4.1.6 病院費	1,139,628					206,682	932,946
	4.1.7 診療所費	144,483		20,121		122,760	291	1,311
	小 計	2,589,004	15,483	39,433	50,000	615,866	338,820	1,529,402
合 計		23,296,514	7,874,131	3,165,848	103,500	872,512	2,045,827	9,234,696

※ 表中の事業名は、決算事項別明細書の目の名称により区分しているものであるが、総務省からの通知に基づき、事務費等を除いているため、表中の各経費と決算事項別明細書の各目の決算額は、一致しない。

石巻市の令和7年度 9月補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	79,309,883	1,850,504	81,160,387
特別会計	34,614,271	163,815	34,778,086
水産物地方卸売市場事業	380,488		380,488
国民健康保険事業	16,021,717		16,021,717
後期高齢者医療	2,386,413	21,501	2,407,914
介護保険事業	15,825,653	142,314	15,967,967
公営企業会計	20,450,771	▲ 346,431	20,104,340
病院事業	6,313,074		6,313,074
下水道事業	14,137,697	▲ 346,431	13,791,266
合 計	134,374,925	1,667,888	136,042,813

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算は、令和6年度決算に係る各種事業の精算に伴う経費のほか、「がんばる石巻応援寄附金」の目標額見直しに伴い必要となる返礼品等に要する経費、寄磯浜避難道路整備事業に要する経費などを措置したもの。

【 歳 入 】

区 分		現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	11,839,276	6,284	11,845,560
	県支出金	5,158,313	186,200	5,344,513
	分担金及び負担金	448,327	0	448,327
	使用料及び手数料	1,407,509	0	1,407,509
	財産収入	284,173	3,891	288,064
	寄附金	1,751,001	767,142	2,518,143
	繰入金	4,328,014	398,950	4,726,964
	諸収入	1,585,942	85,578	1,671,520
	市債	4,169,500	24,900	4,194,400
一般財源		48,337,828	377,559	48,715,387
計		79,309,883	1,850,504	81,160,387

▶ << 一般財源内訳 >> (単位:千円)

〔今回補正額〕	377,559
財政調整基金繰入金	▲ 390,689
地方特例交付金	▲ 26,788
地方交付税	▲ 217,223
繰越金	960,000
財産収入	26,029
寄附金	21,000
諸収入	5,230
〔現計予算額〕	48,337,828
市税	19,587,394
地方譲与税	837,901
各種交付金	4,754,400
地方交付税	18,803,500
使用料及び手数料	120,013
県支出金	537
財産収入	116,486
寄附金	1
繰入金	4,089,533
繰越金	1
諸収入	28,062

● 9款 地方特例交付金	-----	▲ 26,788	4
(1) 減収補てん特例交付金	▲ 26,788		
定額減税減収補てん特例交付金分	2,422		
住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金分	▲ 29,210		
● 10款 地方交付税	-----	▲ 217,223	6
(1) 普通交付税	▲ 217,223		
● 14款 国庫支出金	-----	6,284	8
(1) 児童入所施設措置費等負担金(1/2)	3,705		
(2) 中長期在留者住居地届出等事務委託金	2,579		
● 15款 県支出金	-----	186,200	12
(1) 児童入所施設措置費等負担金(1/4)	1,852		
(2) 農地利用効率化等支援交付金	14,148		
(3) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(安全確保事業)	170,200		
● 16款 財産収入	-----	29,920	16
(1) 土地売却収入	29,920		
● 17款 寄附金	-----	788,142	18
(1) 一般寄附金	21,000		
(2) がんばる石巻応援寄附金	750,220		
(3) 地方創生応援税制寄附金	2,000		
(4) 保健衛生費寄附金	14,922		
● 18款 繰入金	-----	8,261	20
(1) 財政調整基金繰入金	▲ 390,689		
(2) がんばる石巻応援基金繰入金	398,950		
● 19款 繰越金	-----	960,000	22
(1) 前年度繰越金	960,000		
● 20款 諸収入	-----	90,808	24
(1) 中小企業融資預託金元金収入	85,000		
(2) 国有林分収金	5,808		
● 21款 市債	-----	24,900	28
(1) 公共施設解体事業債	5,100		
(2) 観光施設整備事業債	11,700		
(3) 小学校施設整備事業債	8,100		

【歳出】

千円 事項別
ページ

注) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2款 総務費

(1) 普通財産等管理費	-----	5,700	30
・ 根方公益堂解体工事に要する経費			
普通財産等解体撤去工事	5,700		
(2) 震災復興土地管理費	-----	205,971	30
・ 防災集団移転団地等の一般分譲及び貸付に伴う国庫返還金			
国県補助金等返還金	205,971		
(3) がんばる石巻応援寄附関係費	-----	398,950	30
・ がんばる石巻応援寄附金の目標額の見直しに伴う返礼品等関係経費の増額			
謝礼金	202,500	役務費(通信運搬費、広告料、手数料)	150,650
ふるさと納税特産品取扱業務委託料	32,900		
ふるさと納税受付等業務委託料	12,900		
(4) がんばる石巻応援基金費(積立金)	-----	750,000	30
・ がんばる石巻応援寄附金の目標額の見直しによる増額			
(5) 震災復興基金費(積立金)	-----	3,442	30
・ 保証料補給事業に係る返戻金			
(6) 公共施設等整備基金費(積立金)	-----	48,000	30
・ 繰越金の一部を公共施設等整備基金に積み立てるもの			
(7) 震災伝承関係費	-----	1,900	30
・ 震災遺構門脇小学校の展示館のプロジェクター修繕に要する経費			
需用費(修繕料)	1,900		
(8) 窓口証明関係費	-----	2,579	32
・ 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴う住居地等記録端末の調達に要する経費			
パーソナルコンピューター等購入費	2,579		

● 3款 民生費

(1) 福祉関係国県補助金等返還金	-----	277,387	34
・ 前年度決算に伴う国県補助金等返還金			
国県補助金等返還金	277,387		
(2) 母子支援事業費	-----	7,458	36
・ 母子生活支援施設及び助産施設の入所者増加に伴う経費			
旅費	48	母子生活支援事業他市町村委託料	5,400
助産施設入所助成費	2,010		
(3) 保育所管理費	-----	1,980	36
・ 保育給付制度改正に伴うシステム改修に要する経費			
子ども・子育て支援システム改修業務委託料	1,980		

● 4 款 衛生費

(1) 雄勝診療所費	-----	7,006	38
・ 診療所医療機器の整備に要する経費			
医療機器等購入費	7,006		
(2) 橋浦診療所費	-----	3,172	38
・ 診療所医療機器の整備に要する経費			
医療機器等購入費	3,172		
(3) 雄勝歯科診療所費	-----	4,744	38
・ 診療所医療機器の整備に要する経費			
医療機器等購入費	4,744		
(4) 下水道事業費(浄化槽整備事業分)	-----	▲ 41	40
・ 令和6年度決算に伴う下水道事業会計(浄化槽整備事業分)の予算整理			
下水道事業会計補助金	▲ 41		

● 6 款 農林水産業費

(1) 農業振興費	-----	14,148	42
・ 農地利用効率化等支援交付金の追加内示に伴う補助金の予算措置			
農地利用効率化等支援事業費補助金	14,148		
(2) 土地改良事業関係助成費	-----	317	42
・ 北方土地改良区が管理する牛田用水路の漏水改修に伴う本市負担			
水利施設整備事業費補助金	317		
(3) 下水道事業費(農業集落排水事業分)	-----	397	42
・ 令和6年度決算に伴う下水道事業会計(農業集落排水事業分)の予算整理			
下水道事業会計補助金	397		
(4) 下水道事業費(漁業集落排水事業分)	-----	2	46
・ 令和6年度決算に伴う下水道事業会計(漁業集落排水事業分)の予算整理			
下水道事業会計補助金	2		

● 7 款 商工費

(1) 企業立地等促進事業費	-----	5,775	48
・ 分譲した石巻トゥモロービジネスタウン内から発見された埋設管に関する損害賠償金			
賠償金	5,775		
(2) 中小企業等融資関係費	-----	85,000	48
・ 不足が見込まれる融資預託金の増額			
中小企業融資預託金	85,000		
(3) 観光振興事業費	-----	11,772	48
・ 金華山道「一の鳥居」周辺整備に伴う支障木伐採等に要する経費			
支障木伐採業務委託料	7,800		
立木補償金	3,972		

● 8款 土木費

(1) 道路新設改良事業費	-----	170,200	50
・ 寄磯浜避難道路整備の増額及び事業の進捗に伴う予算整理			
測量調査等業務委託料	▲ 21,500	測量業務委託料	29,700
用地購入費	8,400	物件移転補償金	153,600
(2) 下水道事業費	-----	▲ 186,178	52
・ 令和6年度決算に伴う下水道事業会計の予算整理			
下水道事業会計補助金	▲ 153,876		
下水道事業会計負担金	▲ 32,302		
(3) 市営住宅管理運営基金費(積立金)	-----	9,293	54
・ 令和6年度決算に伴う剰余金積戻し			

● 10款 教育費

(1) 総合運動公園管理費	-----	10,230	58
・ 石巻市民球場へのスピードメーター等設置に要する経費			
スピードメーター設置業務委託料	9,900		
事業用器具費	330		

● 12款 公債費

(1) 市債元金償還費	-----	11,300	60
合併特例債の一部繰上償還分			

3 特別会計及び公営企業会計の主な内容

	千円	事項別 ページ
● 後期高齢者医療特別会計	-----	21,501 73

歳入	21,501
(1) 繰越金	21,501
歳出	21,501
(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	21,501

・ 令和6年度決算に伴う予算整理

● 介護保険事業特別会計	-----	142,314 83
--------------	-------	------------

歳入	142,314
(1) 国庫補助金（地域支援事業費交付金(予防・総合)）	683
(2) 繰入金（財政調整基金繰入金）	141,631
歳出	142,314
(1) 諸支出金（償還金）	142,314

・ 令和6年度決算に伴う予算整理

【収益的収支】

収 入	▲ 247,139
(1) 営業収益（他会計負担金）	▲ 32,302
(2) 営業外収益	▲ 214,837
① 他会計補助金	▲ 154,741
② 長期前受金戻入	▲ 60,096
支 出	▲ 346,431
(1) 営業費用（業務費、減価償却費）	▲ 340,772
(2) 営業外費用（支払利息及び企業債取扱諸費）	▲ 5,659

- ・ 令和6年度決算に伴う予算整理のほか、業務費を増額及び企業債利息を減額するもの

【資本的収入】

収 入	44,123
(1) 企業債	42,900
(2) 補助金（他会計補助金）	1,223

- ・ 令和6年決算に伴う予算整理

4 繰越明許費

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	寄磯浜避難道路整備事業	200,000

5 債務負担行為

【一般会計】(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書作成等業務(市・県民税普通徴収分)	令和7年度分	令和7年度から 令和10年度まで 9,900
「石巻市農林業災害対策資金利子補給金交付要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給	令和7年度分	令和8年度から 令和14年度まで 借入残高に対して年 1.25%以内に相当する額

議 案 番 号	第 7 2 号議案
工 事 名	前谷地小学校屋内運動場改築工事
工 事 場 所	石巻市前谷地字沖埜 1 2 5 番地
契約の方法	制限付き一般競争入札（総合評価方式）
契約の相手	若生工業・石巻テクノ特定建設工事共同企業体 代表者 石巻市清水町二丁目 3 番 3 号 若生工業株式会社 代表取締役社長 若 生 翔太郎
契 約 金 額	金 6 9 7 , 9 5 0 , 0 0 0 円（うち消費税等 6 3 , 4 5 0 , 0 0 0 円）
予 定 価 格	金 6 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円（税抜き） 金 7 4 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円（税込み） 落札率 9 3 . 8 6 %
予 定 価 格 事前公表の 有 無	有り
調 査 基 準 価 格	金 6 2 7 , 3 7 9 , 0 0 7 円（税抜き） 金 6 9 0 , 1 1 6 , 9 0 7 円（税込み）
工 期	石巻市議会で議決された日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで （仮契約日 令和 7 年 8 月 1 2 日）
入 札 公 告 年 月 日	令和 7 年 7 月 4 日
入札年月日	令和 7 年 8 月 6 日

入 札 参 加 申 請 業 者	1 菱中建設・角張工務店特定建設工事共同企業体 2 若生工業・石巻テクノ特定建設工事共同企業体																			
工 事 概 要	1 屋内運動場改築工事 ・屋内運動場 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,025.70 m ² ・渡り廊下 鉄骨造平屋建て 延べ面積 49.30 m ² ・附属建物 鉄骨造平屋建て 2棟（倉庫、駐輪場）延べ面積 39.80 m ² 2 既存建物解体工事 ・屋内運動場 鉄骨造2階建て 延べ面積 496.00 m ² ・渡り廊下 鉄骨造平屋建て 延べ面積 95.40 m ² ・附属建物 鉄骨造平屋建て他 5棟（倉庫、駐輪場等）延べ面積 125.61 m ² 3 外構工事 ・駐車場整備 ・樹木伐根伐採 ・遊具等移設																			
開 札 結 果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>名 称</th><th>第1回入札額 (円：税抜き)</th><th>総合評価点 (点)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>菱中建設・角張工務店 特定建設工事共同企業 体</td><td>675,000,000</td><td>84.31</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>若生工業・石巻テクノ 特定建設工事共同企業 体</td><td>634,500,000</td><td>105.20</td><td>落札</td></tr> </tbody> </table>					No.	名 称	第1回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)		1	菱中建設・角張工務店 特定建設工事共同企業 体	675,000,000	84.31		2	若生工業・石巻テクノ 特定建設工事共同企業 体	634,500,000	105.20	落札
No.	名 称	第1回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)																	
1	菱中建設・角張工務店 特定建設工事共同企業 体	675,000,000	84.31																	
2	若生工業・石巻テクノ 特定建設工事共同企業 体	634,500,000	105.20	落札																
総 合 評 価 結 果	別紙一覧のとおり																			

発注部課	建設部建築課		総合評価を適用する理由	
工事名	前谷地小学校屋内運動場改築工事			
予定価格	676,000,000円			
調査基準価	627,379,007円			
評価分類	評価項目	満点	菱中建設・角張工務店 特定建設工事共同企業体	若生工業・石巻テクノ 特定建設工事共同企業体
価格以外の評価	技術力 (企業) 技術力 (技術者) 評価点 労働福祉 地域貢献 不誠実な行為 価格以外の評価点 (A)	7.00	5.00	6.50
		5.00	1.00	5.00
		4.00	4.00	4.00
		11.00	9.00	10.00
		0.00	0.00	0.00
		27.00	19.00	25.50
価格に関する評価	入札価格 (円)	675,000,000		
	入札価格に応じた価格評価点 (B)	65.31		
総合評価	総合評価点 (A + B)	84.31		
	総合評価点ランク	2		
	低入札			
	落札者	落札		
	理由			

工事の品質確保に当たっては、適切かつ確実な施工が求められることから、総合評価技術資料調書及び同調書の記載内容を証する資料の提出を受け、審査・評価することにより応札者の技術的能力を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要がある。
よって、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、本工事において総合評価一般競争入札（特別簡易型）を実施し、今後の課題等を検証するものである。

議 案 番 号		第 7 3 号議案
工 事 名		蛇田中学校校舎長寿命化改修その他工事
工 事 場 所		石巻市茜平五丁目 3 番地 1
請 負 者		丸本組・日本製紙石巻テクノ特定建設工事共同企業体 代表者 石巻市恵み野三丁目 1 番地 2 株式会社丸本組 代表取締役 佐 藤 昌 良
変 更 前 (原契約)	契約締結年月日	令和 6 年 9 月 6 日
	工 期	令和 6 年 9 月 7 日から 令和 7 年 1 2 月 5 日まで
	請 負 金 額	金 9 1 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
	工 事 概 要	1 校舎長寿命化改修工事 鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ面積 5,407.31 m² 屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修 2 建物新築工事 エレベーター棟改築:鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積 280.12 m² 駐 輪 場 鉄骨造平屋建て 延べ面積 24.38 m² ごみ収集庫 鉄骨造平屋建て 延べ面積 3.34 m² 物 置 1 鉄骨造平屋建て 延べ面積 3.46 m² 3 外構工事 駐車場整備、校庭整地、排水構造物整備、囲障整備等 4 既存建物解体工事 配膳室棟 鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ面積 74.99 m² 駐 輪 場 鉄骨造平屋建て 延べ面積 34.32 m² コンテナ 鉄骨造平屋建て 延べ面積 8.82 m² ポンプ室 補強コンクリートブロック造平屋建て 延べ面積 7.50 m²

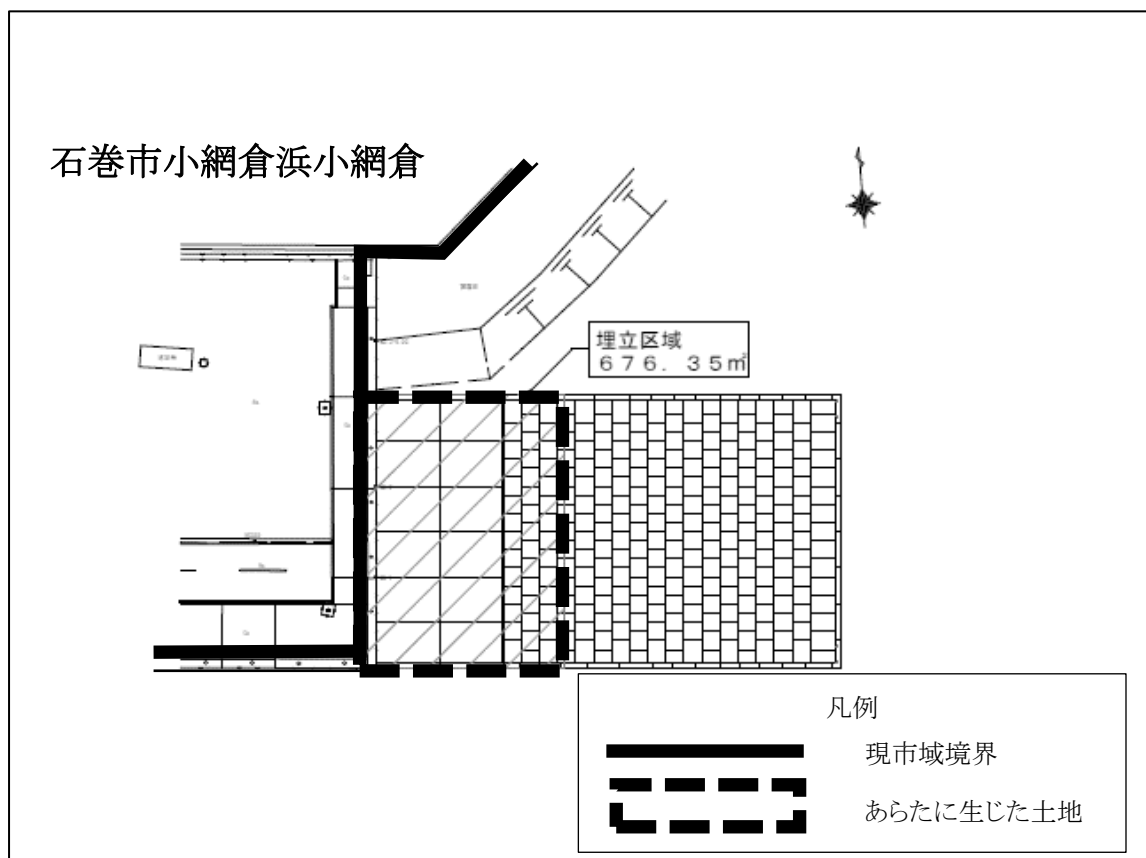
変 更 前 (第1回)	変更契約年月日	令和6年11月21日
	工 期	令和6年9月7日から 令和8年2月27日まで
	変更請負金額	金916,300,000円(増減なし)
	変 更 理 由	週休2日工事の指定を条件として発注したものではないが、受注者より建設業の働き方改革の改正に伴い、4週8休を確保するための工期の延伸を求められたことから、工期を変更する。
変 更 前 (第2回)	変更契約年月日	令和7年2月25日
	工 期	令和6年9月7日から 令和8年2月27日まで
	変更請負金額	金926,831,400円(増額 10,531,400円)
	変 更 理 由	- 校舎周囲の既存樹木等の撤去工事を進めていたところ、外構整備及び外部足場の設置に支障となる花壇ブロック及び庭石が土中から発見されたことから、当該撤去工事を追加する。 - 仮設職員駐車場について、より多くの来校者に対応するための駐車区画数の確保が必要となったことから、支障となる植栽及び工作物の撤去工事を追加したい。また、駐車場内の仕上げについて、鉄板敷きから駐車区画を表示することができる砕石敷きに仕様を変更する。 - 石巻市工事請負契約締結後の設計単価変更の運用に則り、契約締結日を基準とした設計単価を変更する。 4週8休を確保するための工期の延伸に伴い、共通費を変更する。
	変 更 概 要	・地中埋設物の撤去処分 ・仮設駐車場の面積の拡張と鉄板敷きから砂利敷きへの変更 ・契約日を基準とした設計単価の変更 ・工期延伸に伴う共通費の増額

変 更 後 (第3回)	変更契約年月日	議決された日
	工 期	令和6年9月7日から 令和8年2月27日まで
	変更請負金額	金1,017,443,900円(増額 90,612,500円)
	変 更 理 由	1 既存校舎棟の外壁クラック、浮き補修について、施工時に足場を設けてより詳細な調査を行ったところ、設計数量を上回る補修箇所が確認されたことから、補修内容及び補修数量について変更する。 2 校舎の内装改修において、仕上材を撤去したところ、コンクリートのひび割れや浮き、劣化した建材が確認されたことから、ひび割れ等及び建材を補修する工事を追加する。 3 増築するエレベーター棟の地盤改良工事において、事前試験の結果、地盤面から2.5m程度までの有機質粘土層の含水率が大幅に高く、改良体の強度が得られなかったことから、有機質粘土層を山砂へ置き換えする工事を追加する。
	変 更 概 要	・外壁補修内容及び補修数量の変更 ・内装補修の追加 ・エレベーター棟地盤改良工事に伴う土置き換え工事の追加

位置図

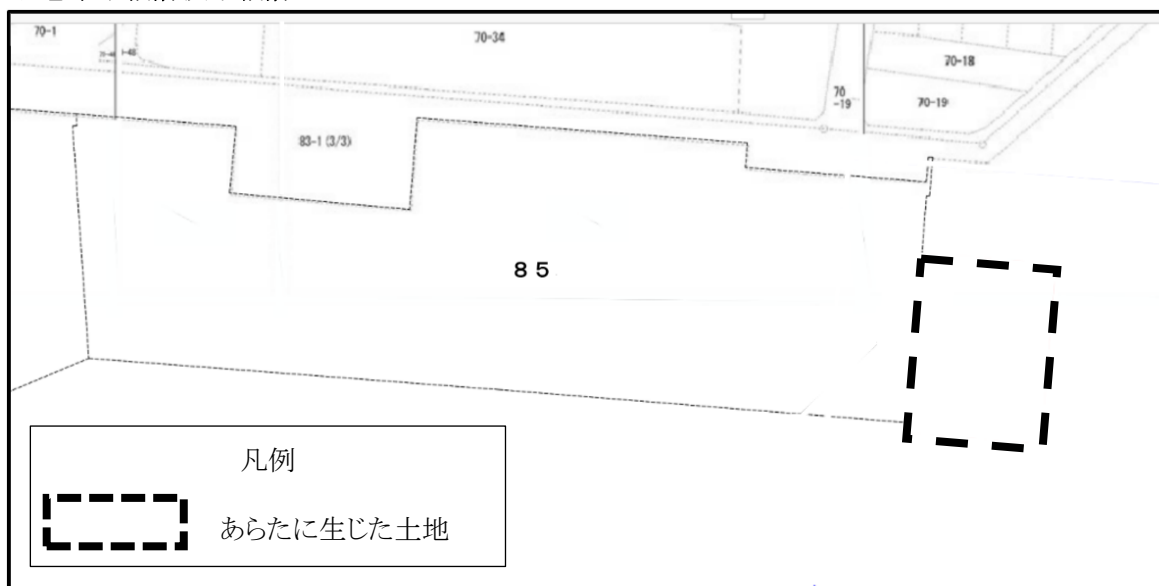


埋立区域図



埋立地形図

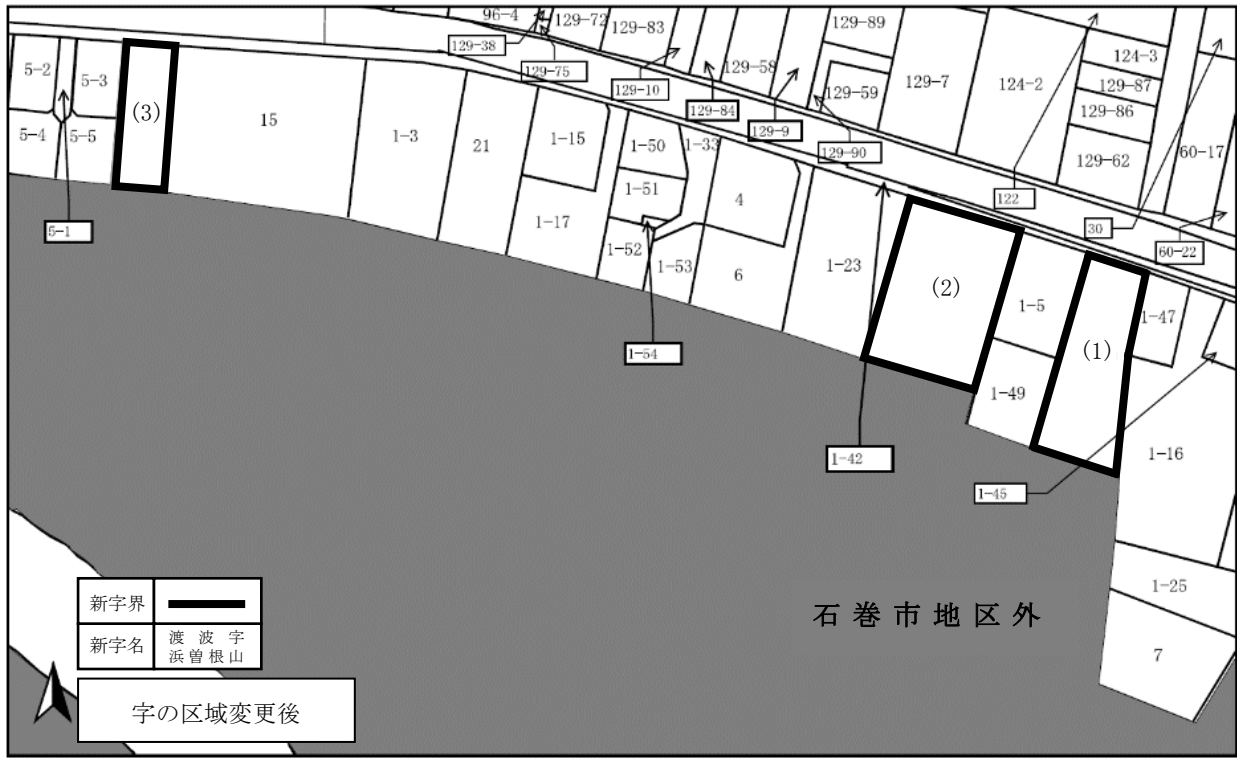
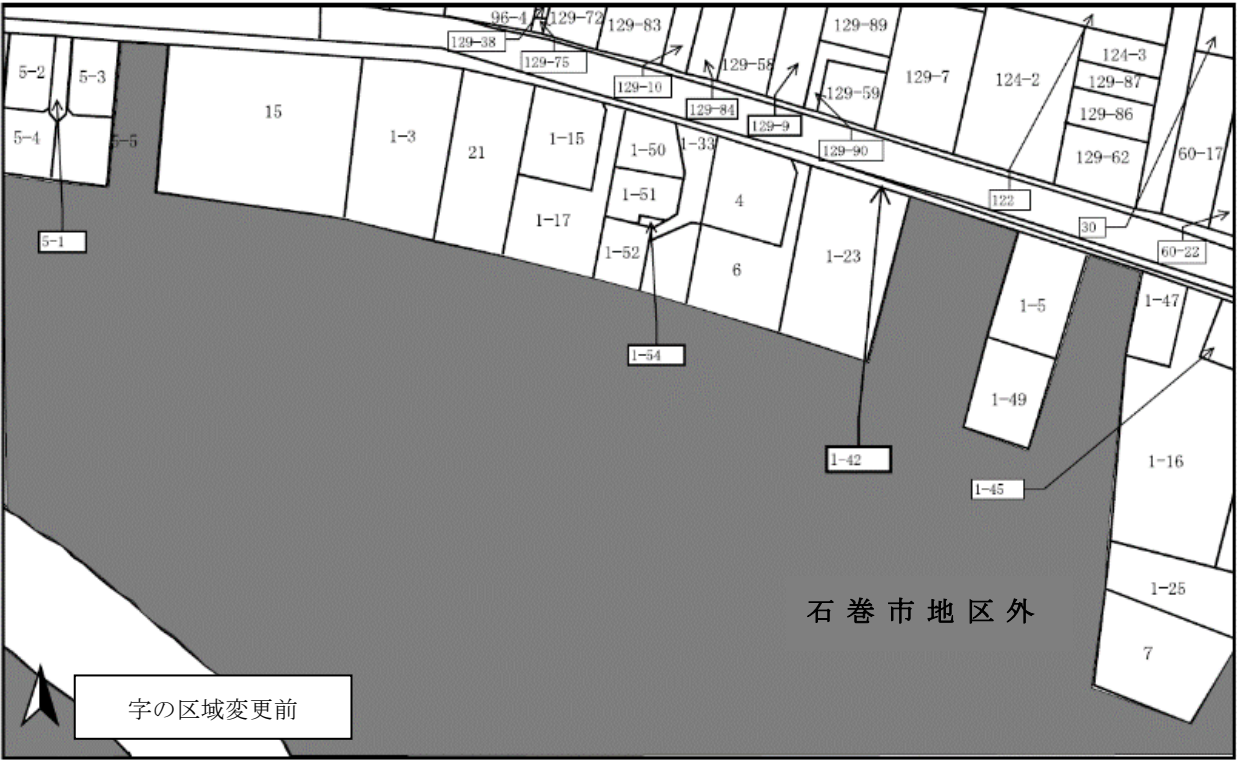
石巻市小網倉浜小網倉



位置図



区域明細図



令和 7 年石巻市議会第 3 回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（1 件）

（1）第 78 号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて
＜理 由＞

人権擁護委員の 横 江 良 伸 氏が、本年 12 月 31 日をもって任期満了となり、その後任候補者の推薦について仙台海務局長から依頼があり、慎重に選考してまいりましたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある 横 江 良 伸 氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。